

○飯塚市中国残留邦人等地域生活支援事業費補助金交付要綱

平成20年12月10日

飯塚市告示第228号

改正 H26-299

(趣旨)

第1条 中国残留邦人等の社会的及び経済的自立の助長を図るため、日本語の学習及び地域の住人又は中国残留邦人等同士との交流事業に要する経費について、セーフティネット支援対策等事業実施要綱(平成17年3月31日付社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき補助金を交付するものとし、その交付については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助事業、補助の対象となる経費及び補助額は、次のとおりとする。

(1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第2条第1項又は同法施行規則(平成6年厚生省令第63号)第10条に規定する者で永住帰国した者(以下「中国残留邦人等」という。)が地域における行事等に気軽に参加できるように環境を構築するため、地域との調整を行う者(以下「支援リーダー」という。)の活動に対する補助は、別表第1のとおりとする。

(H26-299一改)

(2) 中国残留邦人等に対する補助は、別表第2のとおりとする。

(補助の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長にあらかじめ申請しなければならない。

(1) 支援リーダーにあつては、交流事業の事業計画

(2) 中国残留邦人等にあつては、次のとおりとする。

ア 永住帰国した中国残留邦人等であることを明らかにすることができる書類の写し

イ 民間の学校が発行するパンフレット又は受講の案内が記載されているもの

(概算払)

第4条 補助の決定を受けた者は、規則第17条第2項の規定により、事業の完了前に補助金を受けようとするときは、概算払請求書により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合においては、その内容を審査し、適当と認めるときは、概算払をするものとする。

(実績報告)

第5条 補助の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、その日から1月を経過した日又は当該年度末日のいずれか早い日までに、実績報告書に別表第1及び別表第2に定める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付申請に係る申請書等の様式その他の補助金の交付に必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成 26 年 9 月 3 日 告示第 299 号)

この告示は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

別表1(第2条関係)

1人当たり

対象経費	補助額	添付書類
支援リーダーが地域での活動に要する経費 (1) 消耗品費 (2) 印刷製本費 (3) 通信運搬費 (4) 使用料及び賃借料 (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める費用	対象経費の合計額とし、限度額は年2万円を限度とする。	対象経費の領収証等の写し

別表2(第2条関係)

1人当たり

対象経費	補助額(1人当たり)	添付書類
民間の学校で行われる日本語学習の受講に要する経費 (1) 入学金 (2) 受講料	入学金及び受講料の合計額の2分の1とし、年20万円を限度とする。	学校が発行する終了証明書並びに入学金及び受講料の領収証等の写し
中国帰国支援・交流センター等で行われる日本語学習その他講座又は交流事業等への参加に要する経費 (1) 参加活動費(交通費) (2) 参加者教材費	(1) 参加活動費 1講座当たり年10万円を限度とする。 (2) 参加者教材費 1講座当たり年1万円を限度とする。	(1) 実施機関が証明する出席証明書又は参加証明書の写し (2) 実施機関が発行する教材費の領収書等の写し
日本語能力試験2級相当以上の日本語資格の習得又は当該資格の取得のための講座受講に要する経費 (1) 講座受講料 ア 入学金 イ 受講料 (2) 受験料	(1) 講座受講料 入学金及び受講料の合計額とし、年20万円を限度とする。 (2) 受験料 年1万円を限度とする。	(1) 実施機関が発行する終了証明書及び入学金及び受講料の領収書等の写し (2) 受験票及び受験料の領収証等の写し
自学自習のために要する教材費(辞書、参考書等の購入費)	年1万円を限度とする。	購入した教材の領収書等の写し